

議案第13号

養父市立養父歯科診療所設置及び管理条例を廃止する条例の制定について
養父市立養父歯科診療所設置及び管理条例を廃止する条例を次のように定める。

令和8年2月25日提出

養父市長 大 林 賢 一

養父市立養父歯科診療所設置及び管理条例を廃止する条例
養父市立養父歯科診療所設置及び管理条例（平成16年養父市条例第158号）は、
廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和8年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例による改正前の養父市立養父歯科診療所設置及び管理条例の規定に基づく養父歯科診療所特別会計 診療所事業に係る令和7年度の使用料及び手数料は、なお従前の例による。